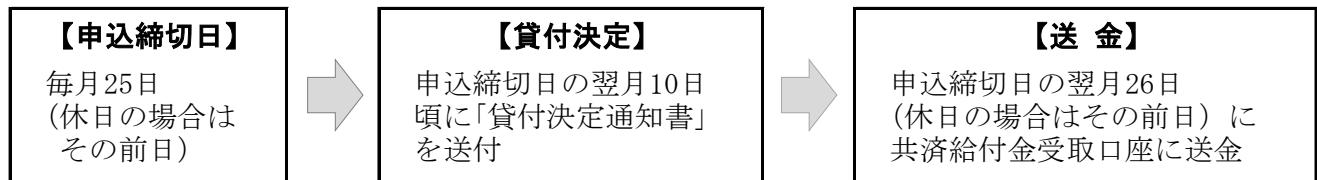


16 資金が必要なとき

« 共済組合 »

1 貸付けについて

(1) 貸付申込みから送金まで



- 提出書類については、P64～66を御覧ください。
- 申込締切日は、月によって変わることもありますので、毎年年度末に各所属所へ送付する「貸付年間計画表」を参照してください。
- 一般、教育、結婚、葬祭貸付けについては、支払後の申込みも認められますが、申込期限は、支払日から概ね1ヶ月以内です。

(2) 貸付けの種別等

種別	貸付事由	貸付限度額	償還回数
一般（※1）	組合員が臨時に資金を必要とする場合 ※生活費・借金返済のための借入れは不可	200万円（※2）	120回以内
特別	再任用組合員等（※3）が臨時に資金を必要とする場合	給料月額×3/10 × 残任期月数 (最高限度額 200万円)	残任期月数 以内（※4）
住宅	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修（以下「新築等」という。）をするため資金を必要とする場合	次のA、Bのうちいづれか高い額 (最高限度額 1,800万円) A：給料月額に組合員期間に応じた 数（※5）を乗じて得た額 B：仮定退職手当額（※6）	360回以内
住宅災害	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合	住宅貸付の貸付限度額の2倍に相 当する額 (最高限度額 1,900万円)	360回以内
介護構造部分 に係る貸付	組合員が要介護者に配慮した構造（※7）を有する住宅の新築等をするため資金を必要とする場合	300万円	360回以内
教育	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学若しくは高等専門学校、専修学校、各種学校、又は理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学又は修学するため資金を必要とする場合	550万円（※2） ただし、貸付日からおおむね 1年 以内に必要とする授業料・入学金、 その他諸経費の範囲内	250回以内
災害	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200万円（※2）	120回以内
医療	組合員、被扶養者または被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）が医療を受けるため資金を必要とする場合	120万円（※2）	110回以内

種別	貸付事由	貸付限度額	償還回数
結婚	組合員又は子が結婚をするため資金を必要とする場合	200万円（※2）	120回以内
葬祭	組合員が被扶養者または被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円（※2）	120回以内
高額医療	組合員、再任用組合員等又は任意継続組合員並びに被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合	高額療養費相当額	高額療養費支給時に一括して控除
出産	組合員、再任用組合員等又は任意継続組合員が、出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合	出産費等相当額	出産費等支給時に一括して控除

※1 一般貸付けにおける借換えは、既貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年を経過する日まで行うことができません。

（借換貸付については、P55 「(6) 借換貸付」参照）

※2 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けは、これらの未償還元金の合計額が700万円を超えるときは、当該額を超える貸付けを行うことはできません。

※3 再任用組合員等

暫定再任用職員、臨時の任用職員、会計年度任用職員、任期付職員及びこれらに準じる者

※4 貸付月の翌月から任期が終了するまでの間における月数が120月を超えるとき、または任期の定めのないときは、120月以内とします。

※5 組合員期間に対応する数

組合員期間	数
6月以上 3年未満	10
3年以上 5年未満	15
5年以上10年未満	25
10年以上20年未満	35
20年以上	45

※6 仮定退職手当額 = 納入月額 × 退職手当支給率 + 調整額

退職手当支給率 … 「退職手当支給率一覧表」（P68）の「自己都合」の率参照

※7 「要介護者に配慮した構造」とは次のア、イに掲げる基準例によるものとします。

ア 介護対応構造

- ・段差の解消
- ・手すりの設置又は設置可能な下地補強
- ・車椅子が利用できる幅の廊下・居室等
- ・洋式で広いトイレ
- ・入浴しやすい浴槽

イ 介護機器の設置

- ・ホームエレベーター
- ・天井走行リフト
- ・階段昇降機

(3) 貸付利率等

貸付利率は、基準利率（退職等年金給付の額の算定基礎となる給付算定基礎額のうち利子を求めるための率で、地方公務員共済組合連合会定款で定める利率）を基に定められます。

令和6年4月1日現在の適用利率等は次のとおりです。

貸付種別	A 利 率	B 保険料充当 金率（＊）	C 実質利率 (A + B)
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	年 1.26%	年 0.06%	年 1.32%
住宅災害・災害貸付け	年 0.93%	年 0.06%	年 0.99%
住宅・住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	年 1.00%	年 0.06%	年 1.06%
高額医療・出産貸付け	無利息		

平成19年3月までの貸付けは、Aの利率のみが適用されます。

* 保険料充当金

民間金融機関における「保険料」に相当します。

公立学校共済組合では、借受人に担保（連帯保証人や抵当権の設定等）を求める代わり、万一名の場合に備え、貸付保険を導入していますが、近年、借受人の破産や民事再生等を原因とした貸付保険事故（貸倒れ）の増加に伴い、保険料が急増し、貸付事業の運営を圧迫しています。

この状況を受け、受益者負担の観点から、平成19年4月以降の貸付け（借換えを含む。）から保険料の一部を借受人負担としています。

(4) 貸付けの制限

貸付けを受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は、貸付け（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。）を行うことができません。

ア 貸付申込み日の属する月の末日までの引き続く組合員期間が6月末満のとき（他の共済組合の期間も含む。）

イ 償還を受けることが困難であると認められる者として貸付規則で定める者に該当するとき

- (ア) 現に給与の差押えを受けている者
- (イ) 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者
- (ウ) 貸付保険事故者（保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）
- (エ) 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にある者又は破産手続開始決定後10年を経過していない者
- (オ) 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある者又は再生計画認可決定後10年を経過していない者
- (カ) 次のいずれかに該当した場合であって、定期償還を続けることができると支部長が判断したことにより定期償還を続けている者
 - ・申込みの内容に偽りのあることが認められたとき
 - ・住宅貸付け又は住宅災害貸付けについて住宅の新築等に確実性がないと認められたとき
 - ・貸付規程又は貸付規則に違反したとき
- (キ) 支部長が債務不履行に至るおそれがあると認めた者（現に債務整理を弁護士等に委任している者。）

ウ 未成年者である組合員（＊）が、法定代理人（親権者、親権者がいないときは後見人。親権者が両親の場合は両親とも）から、金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書を徴することができないとき（未成年者が婚姻している場合を除く。）

* 令和4年4月1日以降、18歳以上の者については、成年年齢に達するため、法定代理人の同意は不要です。

(5) 貸付金額の単位

ア 高額医療・出産貸付け以外の貸付金の額は、10万円を単位とし、貸付限度額の範囲内です。

（教育貸付けで、民間金融機関等の教育ローンからの借換えの場合は、1円単位。）

イ 高額医療・出産貸付けの貸付金の額は、千円を単位とし、貸付限度額の範囲内です。

(6) 借換貸付

既に貸付けを受けている者が、更に同一種別の貸付けを希望する場合、当該貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができます。（以下「借換え」という。）

「新たな貸付金の額」は、前の貸付けに係る未償還元金の額に新たに必要とする資金の額を加えて算出しますが、その額に貸付金額の単位に満たない額が生じたときは、これを切り捨てて、貸付限度額の範囲内で、貸付金額を決定します。

なお、借換えによって消滅した旧貸付金は、全額繰上償還とみなします。

2 債還について

(1) 定期償還

ア 毎月償還

貸付月の翌月から、毎月、給料からの控除をもって、元利均等額で償還します。

償還回数は、貸付種別ごとの償還限度回数の範囲内で、借受人が希望する回数を設定することができます。

毎月の償還額は、共済組合貸付金の他の種別の償還額を含めて、**給料月額の3/10以内**です。

イ ボーナス併用償還

貸付金が 100万円以上で、借受人が希望する場合、毎月償還と併せて、6月と12月の期末勤勉手当からの控除をもって、元利均等額で償還します。

ボーナス償還に充てる額は、**貸付金の1/2以内で、50万円単位**です。

償還回数は、貸付種別ごとの償還限度回数の範囲内で、**毎月償還の償還回数の1/6以内**の希望する回数を設定することができます。

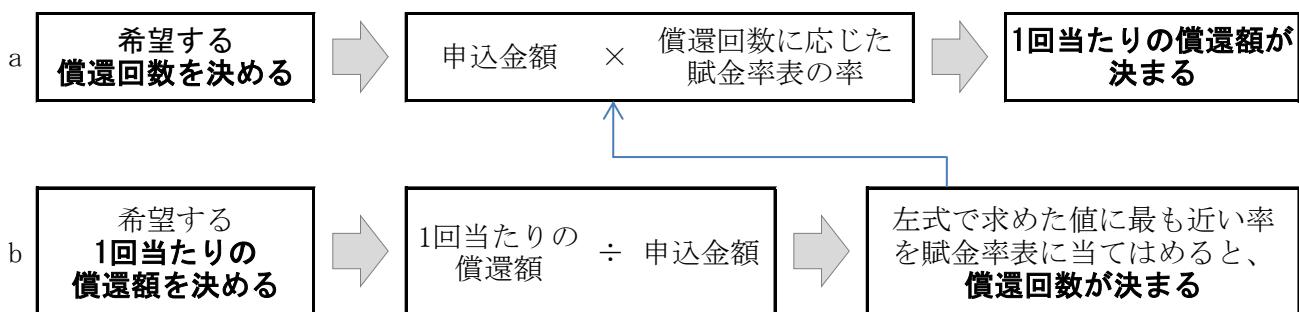
1回の償還額は、共済組合貸付金の他の種別のボーナス償還額を含めて、**給料月額の6/10以内**です。

ウ 債還年額の限度額

債還年額の限度額は、当共済組合への年間償還額（毎月償還の1回当たりの償還額の合計額に12を乗じて得た額とボーナス償還の1回当たりの償還額の合計額に 2を乗じて得た額の合計額）と他の金融機関等（教職員互助会を含む。）からの借入金に係る年間償還額（返済額）の合計が、**給料月額の4.8倍以内**です。

エ 1回当たりの償還額及び償還回数の設定

1回当たりの償還額及び償還回数は、次により設定してください。



- ・ボーナス併用償還の場合は、申込金額を毎月償還に充てる額とボーナス償還に充てる額とに分けて、それぞれ計算してください。
- ・ボーナス償還に係る賦金率は貸付月によって異なりますので、賦金率表の該当月の率を使用してください。
- ・賦金率表は、共済組合のホームページに掲載しています。

公立学校共済組合山口支部トップページ

—手続きナビ—資金をかりる際の手続き > 1回当たりの債還額

(2) 繰上償還

ア 一部繰上償還

未償還元金の一部を繰り上げて償還する方法です。

(ア) 每月償還のみの場合

一部繰上償還できる金額は10万円以上で、1円単位です。

一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数とすることができます。

(イ) ボーナス併用償還の場合

一部繰上償還できる金額は20万円以上で、その1/2以上（ボーナス償還に係る未償還元利金をすべて償還する場合を除く。）をボーナス償還に充てることが必要です。

一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数とすることができます。ただし、ボーナス償還に係る償還回数は、一部繰上償還後の毎月償還の期間の範囲内とします。

イ 全額繰上償還

未償還元金の全部を繰り上げて償還する方法です。

ウ 申出手続き

提出書類	「一部繰上償還申出書」（様式集P60） 「全額繰上償還申出書」（様式集P61）
申出締切日	繰上償還する月の前月20日
払込方法	共済組合が送付する振込用紙により、金融機関で払い込む。

※ 繰上償還ができる月は限られていますので、「貸付年間計画表」により確認してください。

(3) 即時償還

借受人が次の事由に該当した場合、未償還元利金の全額を即時償還しなければなりません。

ア 組合員の資格を喪失したとき

（退職手当が支給される場合は、原則として、退職手当から源泉控除されます。）

イ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき

ウ 住宅貸付又は住宅災害貸付の不動産の工事等の完了する時期が申込書に記載した完了予定期より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき

エ その他貸付規程又は貸付規則に違反したとき

(4) 債還猶予

借受人が次の事由に該当した場合は、申し出により債還を猶予することができます。

猶予された債還金は、猶予期間終了後に一括（又は二括）若しくは定期償還と合わせて償還することになります。

事由	猶予期間	申出手続
住宅又は住宅の敷地が非常災害により損害を受けたとき（ただし、住宅・住宅災害・介護構造貸付に限る。）	申出日の属する月の翌月から12か月の範囲内で希望する期間	
育児休業の承認を受けたとき	育児休業期間の範囲内で希望する期間	<input type="radio"/> 提出書類 「債還猶予申出書」 （様式集P62）
引き続き1か月以上の介護休業（時間取得を除く。）の承認を受けたとき	介護休業期間の範囲内で希望する期間	<input type="radio"/> 申出締切日 猶予を開始したい月の前月25日
長期療養のため休職し、給料の全部が支給されないとき	無給休職期間の範囲内で希望する期間（ただし、傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている期間は除く。）	
配偶者同行休業の承認を受けたとき	配偶者同行休業期間の範囲内で希望する期間（ただし、3年を限度とする。）	

3 完了報告書について

住宅貸付、住宅災害貸付又は介護構造部分に係る貸付の対象となった物件の工事、購入等が完了したときは、速やかに次の書類を添えて完了報告書を提出してください。

申込事由	必 要 書 類
住宅の新築	建物登記事項証明書（原本） (登記識別情報の写しや登記完了証の写しは不可。以下同じ。)
土地付き住宅の購入	建物登記事項証明書（原本）、土地登記事項証明書（原本）
マンションの購入	建物登記事項証明書（原本）
住宅の増築・改築	建物登記事項証明書（原本） (登記しない場合は工事引渡書の写し)
住宅の修理	工事費領収書の写し
敷地の購入	土地登記事項証明書（原本）
他共済への返済	他共済への払込領収書の写し

※上記表のほかに必要とする書類を求めることがあります。

4 住宅建築義務について

住宅の敷地のみを購入又は借入れするために、住宅貸付又は住宅災害貸付を受けた借受人は、貸付日から5年以内に住宅を建築しなければなりません。

貸付けの申込み時に5年以内に住宅を建築する旨の誓約書を提出し、住宅建築後は、当該住宅の登記事項証明書の原本等を提出してください。

5 その他の制度

(1) 貸付保険制度

この保険は、共済組合が借受人に担保（連帯保証人や抵当権の設定等）を求める代わりに、損害保険会社に万一の場合の補償を求める制度です。

共済組合が借受人に対して持っていた債権は、保険会社に譲渡され、保険会社が借受人から債権を回収することになり、借受人の債務が免除されるものではありません。

なお、平成19年4月1日以降の新規貸付（借換えを含む。）から保険料の一部が借受人負担となっています。（P55「(3) 貸付利率等」を参照）

(2) 団信制度

団信制度とは「団体信用生命保険（だんしん）」と「債務返済支援保険」をあわせた制度です。

ア 団体信用生命保険（だんしん）

「だんしん」は、借受人が償還期間中に死亡又は高度障害となった場合、残存債務の一切の支払いを生命保険会社に求め、借受人又は相続人の債務を消滅させることにより組合の債権の保全と組合員又は相続人の利便を図るものです。

加入は任意で、加入できる貸付けは、住宅貸付、住宅災害貸付、介護構造部分に係る貸付及び教育貸付です。

保険料は、貸付残金10万円につき月額16円で、年1回、1年分が借受人の指定口座から自動引落しされます。

イ 債務返済支援保険

「債務返済支援保険」とは、「だんしん」の適用を受けている借受人が、償還途中で病気や傷害又は所定の精神障害により就業できなくなった場合に、最長3年間、生命保険会社が償還金相当額を毎月当該借受人に支払う保険です。

保険料は、平均返済月額1万円あたり97円（※）で、年1回、1年分が「だんしん」の保険料と合算して借受人の指定口座から自動引落しされます。

※毎年、3月時点の適用者の年齢構成、適用者数の規模、保険金の支払実績等を基礎として、保険料率の見直しが行われます。

(3) 住宅借入金等特別控除制度

この制度は、税法上の措置として住宅ローン等を利用して、住宅を新築、購入、増改築した場合、一定の要件に当てはまれば所得税の控除が受けられる制度です。共済組合の貸付けはこの制度の対象となる住宅ローンに当てはまりますので、要件に当てはまれば控除を受けることができます。

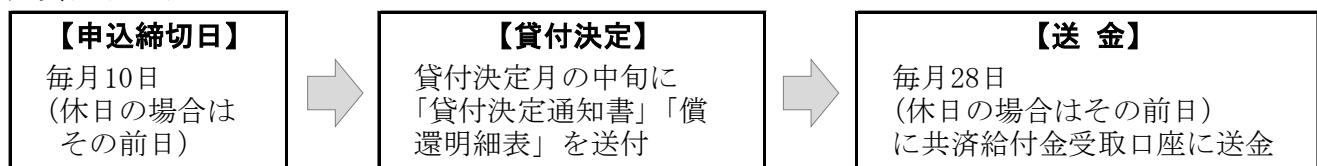
この制度の適用を受けるためには、確定申告又は年末調整の際に「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要です。「年末残高等証明書」は「年末残高等証明書交付申請書」により申請された方に所属所を通じて送付しています。（毎年10月末に発送していますので、所属所あて通知書を御覧ください。）

※ 制度の内容については、所轄の税務署にお問い合わせください。

« 互 助 会 »

1 貸付けについて

(1) 貸付申込みから送金まで



- 提出書類については、P64、P66を御覧ください。
- 申込締切日は、月によって変わることもありますので、毎年年度末に各所属所へ送付する「貸付年間計画表」を参照してください。
- 臨時の任用職員、会計年度任用職員及び再任用職員の方は、貸付事業の対象となりません。

(2) 貸付けの種別等

種別	貸付事由	貸付限度額	償還回数	利率 (年利)
一般	会員が臨時に資金を必要とするとき ※住宅資金及び借入金返済のための借入れは不可	200万円	72回以内	
自動車	会員が自動車を購入、修理等にかかる資金を必要とするとき ※ 注文書等の金額の範囲内	300万円	72回以内	0.9%
結婚	会員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が結婚するために資金を必要とするとき	300万円	120回以内	
子育て支援	会員が子育て（中学校を卒業するまで）のために資金を必要とするとき	300万円	120回以内	0.9% 又は 0.5%
教育	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校、専修学校、各種学校、又は理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学又は修学するために資金を必要とするとき	300万円	120回以内	0.9%
災害	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とするとき	300万円	120回以内	0.5%
医療	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）が医療を受けるため資金を必要とするとき	300万円	120回以内	
介護	会員及び配偶者、会員又は配偶者の被扶養者、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の介護を行うため資金を必要とするとき	300万円	120回以内	0.9%
住宅	会員が自己の用に供する住宅を新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修をするために資金を必要とするとき	5年後に退職した場合の 退職金（※） + 200万円 (限度額800万円)	240回以内	

※ 5年後に退職した場合の退職金（給料月額×退職手当支給率（勤務年数 + 5年））

退職手当支給率 … 「退職手当支給率一覧表」(P68)の自己都合の率参照

- (注1) 既に当該貸付金の最高限度額を借り受けている者の償還済回数が24回に満たない場合は、借替ができません。（P61「(6) 借替」参照）
- (注2) 共済組合と同時提出の場合や夫婦での同時提出の場合も添付書類は省略できません。

(3) 貸付利率

- 貸付利率は、下表のとおり預託金利率（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により、財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの。以下同じ。）により定めます。

(年利)

財政融資資金利率 貸付種別	5.25% 超	4.75% ～ 5.25%	4.25% ～ 4.75%	3.75% ～ 4.25%	3.25% ～ 3.75%	2.75% ～ 3.25%	2.25% ～ 2.75%	2.25% 以下
一般、自動車、結婚、子育て支援、教育、医療、介護、住宅	4.8%	4.4%	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%
子育て支援（3人以上）、災害	3.9%	3.6%	3.3%	2.9%	2.6%	2.3%	1.9%	1.6%

※ 租税特別措置法第93条第2項に規定する特例基準割合（以下「特例基準割合」という。）が年2.0%未満のときは、附則別表に掲げる特例基準割合に応じた利率とします。

令和6年度は年0.9%ランクの利率を適用します。

（附則別表）

特例基準割合	一般・自動車・結婚・子育て支援（申込時において子育て中の子が2人以内）・教育・医療・介護・住宅貸付け	子育て支援（申込時において子育て中の子が3人以上）・災害貸付け
年 1.9%	年 1.9%	年 1.5%
年 1.8%	年 1.8%	年 1.4%
年 1.7%	年 1.7%	年 1.3%
年 1.6%	年 1.6%	年 1.2%
年 1.5%	年 1.5%	年 1.1%
年 1.4%	年 1.4%	年 1.0%
年 1.3%	年 1.3%	年 0.9%
年 1.2%	年 1.2%	年 0.8%
年 1.1%	年 1.1%	年 0.7%
年 1.0%	年 1.0%	年 0.6%
年 0.9%	年 0.9%	年 0.5%

(4) 貸付けの制限

貸付けを受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は、貸付けを行うことができません。

ア 会員の資格を取得した日から6月末満の者

（ただし、他の都道府県の教職員互助団体又は山口県職員互助会から引き続き互助会の会員となつたときは、その会員期間は互助会の会員期間に通算する。）

イ 現に給与の差押えを受けている者

ウ 停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者

エ 破産の申立てから破産宣告までの間にあるとき、又は破産宣告後10年を経過していない者

オ 民事再生手続きの申立てから再生計画認可決定までの間にあるとき、又は再生計画認可決定後10年を経過していないとき

カ 貸付保険事故者（ただし、保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）

キ 貸付けを受ける目的で虚偽の理由を用いた者

ク 債務不履行の要因となる著しい信用失墜行為がある等、理事長が償還の確実性がないと認める者

ケ 未成年者である会員が法定代理人（親権者、親権者がいないときは後見人。親権者が両親の場合は両親とも）から、金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書を徴することができないとき

(5) 貸付金額

各種別とも10万円から貸付限度額の範囲内（10万円単位）

(6) 借替

既に貸付けを受けている者が、更に同一種別の貸付けを希望する場合、当該貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができます。（以下「借替」という。）

「新たな貸付金の額」は、前の貸付けに係る未償還元金の額に新たに必要とする資金の額を加えて算出しますが、その額に貸付金額の単位に満たない額が生じたときは、これを切り捨てて貸付金額を決定します。なお、「新たな貸付金の額」の算出するに当たり、その算出した額が貸付限度額を超えるときは、その貸付限度額をもって「新たな貸付金の額」とします。

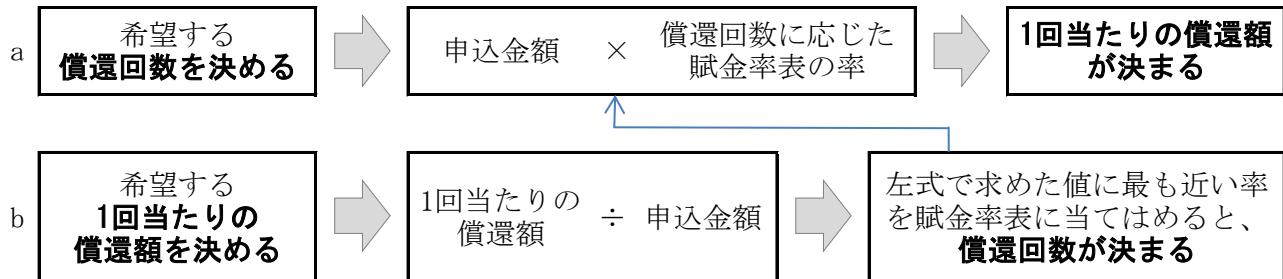
借替によって消滅した旧貸付金は、全額線上償還とみなします。

2 償還について

- (1) 定期償還…………… 毎月元利均等額で毎月の給与支給日に源泉控除する方法
 - (2) 繰上償還
 - ① 一部繰上償還 …… 借受人の希望により未償還元利金の一部を繰り上げて償還する方法
 - ② 全額繰上償還 …… 借受人の希望により未償還元利金の全部を繰り上げて償還する方法
 - (3) 即時償還…………… 借受人が一定の事由に該当したとき、未償還元利金の全額を即時に償還しなければならない方法

(1) 定期償還（1回あたりの償還額の合計が給料月額の3/10以内）

償還回数及び毎月償還額は借受者の希望により設定できますので、次により設定してください。賦金率表はホームページ現職者のページ又は互助会概要互助会関係例規集をご覧ください。



※ 償還額は、ホームページ貸付事業償還シミュレーション（エクセル版）で確認できます。

(2) 繼上償還

- ア 一部繰上償還できる金額は10万円以上で、1円単位です。
一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数とすることができます。

イ 申出手続

提出書類	「一部線上償還申出書」（ホームページ現職者のページ）（貸付事業） 「全額線上償還申出書」（ホームページ現職者のページ）（貸付事業）
申出締切日	線上償還を希望する前月末日（休日の場合はその前日）（必着）
払込方法	互助会が送付する振込用紙により、金融機関で払い込む。

(3) 即時償還

借受人が次の事由に該当した場合、未償還元利金の全額を即時償還しなければなりません。

- ア 会員の資格を喪失したとき
 - イ 退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けることができるとき
 - ウ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき
 - エ 住宅賃付けの不動産の工事等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき
 - オ 申込理由が借金返済に関するとき
 - カ その他貸付規程に違反したとき

※ 借受人が会員の資格を喪失したときは、給付金から未償還元利金相当額を控除します。

また、退職手当からの控除を希望する場合は、「互助会償還金控除承諾書」（ホームページ現職者のページ（貸付事業））を提出してください。

(4) 償還猶予

借受人が次の事由に該当した場合は、申出により償還が猶予できます。ただし、住宅等が非常災害により損害を受けたときを除き、新規貸付後は数か月の償還が必要。

※ 償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。

事由	猶予期間	提出書類
①育児休業の承認を受けたとき	育児休業の期間の範囲内で希望する期間	○ 「償還猶予申出書」 ホームページ現職者のページ (貸付事業) ○ 添付書類 ・ ①③④…承認辞令（写） ・ ②…休暇簿（介護休暇用） (写) ・ ⑤…休職期間の分かるもの ・ ⑥…被災状況証明書（別紙 様式第6号）又は、市町 村、警察署、消防署等 の所轄官公署が発行す るり災証明書（写）
②介護休暇の承認を受けたとき	介護休暇の期間の範囲内で希望する期間	
③大学院修学休業の承認を受けたもの	大学院修学休業の期間の範囲内で希望する期間	
④配偶者同行休業の承認を受けたもの	配偶者同行休業の期間の範囲内で希望する期間	
⑤疾病により無給休職のもの	疾病による無給休職の期間の範囲内で希望する期間	
⑥住宅等が非常災害により損害を受けたとき	申出日の属する月の翌月又は償還開始から12月の範囲内で希望する期間	

3 完了報告書について

住宅賃貸の貸付けの対象となった物件の工事、購入等が完了したときは、速やかに次の書類を添えて完了報告書（貸付決定時送付、またはホームページ現職者のページ（貸付事業））を提出してください。

申込事由	必 要 書 類
住宅の新築	建物登記事項証明書（原本） (登記識別情報の写しや登記完了証の写しは不可。以下同じ。)
土地付き住宅の購入	建物登記事項証明書（原本）、土地登記事項証明書（原本）
マンションの購入	建物登記事項証明書（原本）
住宅の増築、改築	建物登記事項証明書（原本） (登記しない場合は工事引渡書の写し、又は工事費領収書の写し)
住宅の修理、住宅借入、敷地補修、敷地借入	工事費領収書の写し
敷地の購入	土地登記事項証明書（原本）
他共済への返済	他共済への払込領収書の写し

4 住宅建築義務について

住宅の敷地のみを購入又は借り入れするために、住宅賃貸を受けた借受人は、貸付日から5年以内に住宅を建築しなければなりません。

貸付けの申込み時に5年以内に住宅を建築する旨の誓約書を提出し、住宅建築後は「建築報告書」（ホームページ現職者のページ（貸付事業））に当該住宅の建物登記事項証明書（原本）を添付して提出してください。

5 その他の制度

(1) 貸付保険制度

この保険は、互助会が借受人に担保（連帯保証人や抵当権の設定等）を求める代わりに、損害保険会社に万一の場合の補償を求める制度です。

互助会が借受人に対して持っていた債権は、保険会社に譲渡され、保険会社が借受人から債権を回収することになり、借受人の債務が免除されるものではありません。

保険料は互助会の負担です。

(2) 団体信用生命保険制度

この保険は、借受人が死亡又は所定の高度障害状態となった場合に、未償還金が保険金で支払われる制度です。

ア 対象者 新しく借りられる方のうち希望者

イ 貸付金種別 全ての貸付金

(3) 住宅借入金等特別控除制度

この制度は、税法上の措置として住宅ローン等を利用して、住宅を新築、購入、増改築等した場合、一定の要件に当てはまれば所得税の控除が受けられる制度です。互助会の貸付けはこの制度の対象となる住宅ローンに当てはまりますので、要件に当てはまれば控除を受けることができます。

この制度の適用を受けるためには、確定申告又は年末調整の際に「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要です。「年末残高等証明書」は「年末残高等証明書交付申請書」により申請された方に所属を通じて送付しています。（毎年10月末に発送していますので、所属あて通知書を御覧ください。）

※ 制度の内容については、所轄の税務署にお問い合わせください。

【提出書類】

貸付種別 提出書類	共済組合								互助会												
	一般 ・ 特 別	教 育	災 害	医 療	結 婚	葬 祭	住 宅	高 額 医 療	出 産	様 式 集	一 般	自 動 車	結 婚	子 育 て 支 援	教 育	災 害	医 療	介 護	住 宅	様 式	
申込書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P55	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借用証書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P57	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個人情報の取扱いに関する同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借入状況等申告書（共済組合のみ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
購入の場合は注文書等の写し、修理等の場合は費用見積書の写し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合格証明書の写し又は入学証明書 若しくは在学証明書	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
必要額が分かる次のいずれかの書類 ① 契約書の写し ② 請書の写し ③ 請求書の写し ④ 領収書の写し ⑤ 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（注） (一般・特別貸付は送金額が100万円以上の場合のみ必要)	○	○	（詳細は次頁）	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
留学証明書（留学の場合）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	別表のとおり	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
婚姻前6月 挙式申込受理書の写し 又は仲人の証明書	-	-	-	-	-	○	-	-	-	P69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婚姻後6月 戸籍謄本又は抄本	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婚姻前3月 挙式申込受理書の写し 又は仲人の証明書 又は結婚証明書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
婚姻後1月 戸籍謄本又は抄本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
市区町村、警察署、消防署等の り災証明書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
医師又は歯科医師の診断書の写し	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
保険医療機関等が発行する請求書 又は領収書の写し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	おり	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
住民票（写し可）（対象となる子との 続柄が確認できるもの）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
介護（要支援1以上）の事実が確認できる書類及び会員との続柄が確認できる書類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
葬祭対象者の死亡の事実及び 組合員との続柄が確認できる書類	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
・葬祭等を事由に申し込む場合 葬祭等を行うことを明らかにする書類の写し ・墓地の取得等を事由に申し込む場合 購入費用及び購入日を確認できる書類の写し	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
母子健康手帳の写し（表紙部分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	おり	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
正常分娩の場合は、出産予定日まで 2月以内であることを証明する書類 (出産(分娩)予定日証明書等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	おり	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
妊娠4月以上の異常分娩又は人工中絶 の場合は、妊娠4月以上であることを 証明する書類及び医療機関等が発行 する請求書又は領収書の写し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	おり	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆・押印してもらい「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うことができる。

ホームページ現職者のページ（貸付事業）

【 教育貸付（共済組合）における「合格証明書の写し又は入学証明書若しくは在学証明書」】

貸付けの対象となる教育機関が公立の小中学校の場合、入学又は修学の事実を証明することができる書類として、申立書（任意の様式）を提出してください。

なお、必要額が確認できる書類により、教育貸付けの対象者及びその者が入学又は修学する学校等を確認できる場合は、提出を省略することができます。

*申立書の記載事項：生徒氏名、生徒生年月日、在学している学年、学校名、学校所在地、組合員氏名、申立年月日

【 教育貸付（共済組合）における「必要額が確認できる書類」】

区分	必要書類
教育機関に支払う費用	(1) 入学金・授業料の場合 必要額及び納付期限日が確認できる書類 (納付書の写し、納付の通知書の写し等) (2) その他の諸経費等 次のいずれかの書類 ①納付書等の写し ②契約書の写し ③請書の写し ④請求書の写し ⑤領収書の写し ⑥見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（※） ⑦納入が義務付けられていること及び金額が確認できる書類
通学のための交通費	6箇月定期券の写し
下宿代・アパート代	必要額が確認できる賃貸借契約書の写し（契約期間、家賃、共益費、寮費等が確認できる部分を含むもの）
民間金融機関等の教育ローンからの借換えのための費用	①民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる 残高証明書 ②過去3か月の返済が確認できる通帳の写し等
上記以外の費用	次のいずれかの書類 ① 契約書の写し ② 請書の写し ③ 請求書の写し ④ 領収書の写し ⑤ 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（※）

※ 見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆・押印してもらい、「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うことができる。

また、注文を証明できる書類で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができる。

【別表】住宅貸付に係る提出書類（共済組合・互助会）

提出書類	申込事由	建設等				購入等		借入		様式		
		新築	増改築	移築	修理	土地の補修	土地	家屋	土地付家屋 〔マンション 含む〕	土地	建物	共済組合
申込書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P56
借用証書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P57
個人情報の取扱いに関する同意書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P58
借入状況等申告書（共済組合のみ）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	P59
工事請負契約書の写し 〔契約金額が150万円以下の場合、請書の写しでも可〕		○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
互助会：工事請負契約書に代わり見積書の写しで可		-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
不動産売買契約書の写し		-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	
土地登記事項証明書		○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	
農地転用許可書の写し 〔土地の地目が田・畑になっている場合〕		○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	
建物登記事項証明書		-	○	○	○	-	-	○	○	-	-	
工事承諾書 〔土地・建物の名義が申込人以外の場合〕		○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	P64
確認済証の写し 〔確認不要地の場合は、工事届書の写し又は建築確認不要証明書〕		○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	
平面図 〔増改築・修理の場合、工事部分だけではなく全体の平面図〕		○	○	○	○	○	土地	-	○	○	○	
誓約書		-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	P65
り災証明書 〔非常災害による申込の場合〕		-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	
賃貸借契約書の写し		-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	

ホームページ現職者のページ（貸付事業）参照

上記のほかに以下の書類を提出してください。

- 住宅災害貸付
 - ・り災証明書
- 介護構造部分に係る貸付
 - ・在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書（様式集P66）
 - ・該当個所のわかる住宅の平面図等（※）
 - ・該当個所に係る工事費用見積書又はそれに相当する書類（※）

※ 住宅貸付の添付書類で確認できる場合は省略できます。

また、新築又は購入する住宅が住宅金融公庫のバリアフリータイプに適合しているとき又は同等の基準で設計されているときは、これを証する書類（設計審査に関する通知書等）をもって代えることができます。

- その他、実情に応じて支部長が必要と認めた書類が必要です。

17 退職するとき

(1) 退職手当

« 県 »

○ 支給要件

退職手当は、県費負担の常勤職員で6月以上勤続し退職した者に支給します。

また、フルタイムの会計年度任用職員については、原則、勤務した日（週休日、祝日、欠勤等は含まない）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えて退職した場合、支給対象となります。

なお、60歳以降に退職する方は、「60歳以降の働き方について（令和4年12月山口県教育委員会）_令和5年11月改定」をご参照ください。

項目	給付内容	提出書類	様式集
〔退職理由〕 ・自己都合退職 ・定年退職(*3) ・公務外傷病による退職等	退職手当＝ 退職時の給料月額×支給率(*1) +退職手当の調整額(*2)	・退職手当受給調書 2部	P70
〔退職理由〕 ・応募認定退職（一号） 勤続20年以上で年齢が45歳以上59歳以下の者は、定年前早期退職に係る特例措置が適用される。	退職手当＝ 退職時の給料月額×{1+(0.03) ×(60歳-退職する年度末年齢)} ×支給率(*1)+退職手当の調整額(*2)	・退職後動静申立書 1部 ・退職所得の受給に関する申告書 1部	P71 P72
〔退職理由〕 ・公務外死亡による退職 ※該当者がある場合は給与厚生課へご連絡ください。	退職手当＝ 退職時の給料月額×支給率(*1) +退職手当の調整額(*2)	・死亡退職用の退職手当受給調書 2部 ・戸籍謄本（原本） 1部 ・死亡診断書（死体検案書）（コピー可） 1部 ・個人番号等確認書類の提出用紙（死亡退職用） 1部	P74 P75
〔退職理由〕 ・公務上死亡・傷病による退職 勤続20年以上で年齢が45歳以上59歳以下の者は、定年前早期退職に係る特例措置が適用される。 ※該当者がある場合は給与厚生課へご連絡ください。	退職手当＝ 退職時の給料月額×{1+(0.03) ×(60歳-退職する年度末年齢)} ×支給率(*1)+退職手当の調整額(*2) * 60歳以上の者にも特例措置が適用される 60歳以上の者は一律2%の割増		
〔退職理由〕 ・上記以外の退職	※該当者がある場合は給与厚生課へご連絡ください。		

*1 別表1参照

*2 別表2参照

*3 60歳に達した後の退職を含む。給付内容については、「60歳以降の働き方について（令和4年12月山口県教育委員会）_令和5年11月改定」を参照。

- ① 勤続期間は、職員として引き続いた在職期間をいい、休職期間はその1/2期間を除算する。
(育児休業は1/3期間を除算する場合がある。専従休職期間は全期間除算する。)
- ② 在職期間は月を単位として計算し、1日でも在職していれば1月と計算する。また、その期間に年末満の月数等がある場合は切り捨てる。
- ③ 職員が退職した日の翌日に、引き続いて他の地方公務員等となり山口県の勤続期間が通算される場合は、山口県の職員としての退職手当は支給しない。
- ④ 再任用職員は退職手当支給の対象職員ではない。

別表1

● 退職手当支給率一覧表【平成30年3月20日以降:調整率83.7/100】

退職事由 勤続期間 ・年	自己都合	災任定期年傷満・病了応・・募公事認務定外都(死合一亡・号等通勤・)	(公通務勤外災傷害病傷病を除く)	公公整務理上・傷死応病亡・認定(二号)・
1	0.5022	0.837	0.837	1.2555
2	1.0044	1.674	1.674	2.511
3	1.5066	2.511	2.511	3.7665
4	2.0088	3.348	3.348	5.022
5	2.511	4.185	4.185	6.2775
6	3.0132	5.022	5.022	7.533
7	3.5154	5.859	5.859	8.7885
8	4.0176	6.696	6.696	10.044
9	4.5198	7.533	7.533	11.2995
10	5.022	8.37	8.37	12.555
11	7.43256	11.613375	9.2907	13.93605
12	8.16912	12.76425	10.2114	15.3171
13	8.90568	13.915125	11.1321	16.69815
14	9.64224	15.066	12.0528	18.0792
15	10.3788	16.216875	12.9735	19.46025
16	12.88143	17.890875	14.3127	20.8413
17	14.08671	19.564875	15.6519	22.22235
18	15.29199	21.238875	16.9911	23.6034
19	16.49727	22.912875	18.3303	24.98445
20	19.6695	24.586875	19.6695	26.3655
21	21.3435	26.260875	21.3435	27.74655
22	23.0175	27.934875	23.0175	29.1276
23	24.6915	29.608875	24.6915	30.50865
24	26.3655	31.282875	26.3655	31.8897
25	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
26	29.3787	34.77735	29.3787	34.77735
27	30.7179	36.28395	30.7179	36.28395
28	32.0571	37.79055	32.0571	37.79055
29	33.3963	39.29715	33.3963	39.29715
30	34.7355	40.80375	34.7355	40.80375
31	35.7399	42.31035	35.7399	42.31035
32	36.7443	43.81695	36.7443	43.81695
33	37.7487	45.32355	37.7487	45.32355
34	38.7531	46.83015	38.7531	46.83015
35	39.7575	47.709	39.7575	47.709
36	40.7619	47.709	40.7619	47.709
37	41.7663	47.709	41.7663	47.709
38	42.7707	47.709	42.7707	47.709
39	43.7751	47.709	43.7751	47.709
40	44.7795	47.709	44.7795	47.709
41	45.7839	47.709	45.7839	47.709
42	46.7883	47.709	46.7883	47.709
43	47.709	47.709	47.709	47.709
44	47.709	47.709	47.709	47.709
45	47.709	47.709	47.709	47.709

退職手当の調整額

別表 2

● 退職手当の調整額に関する職員の区分（職務の級）について

調整額の区分		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
調整月額（円）		65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0
行政	H18.3まで	11	10	9	8	7	6	5・4	3・2・1
	H18.4から	9	8	7	6	5	4	3	2・1
現業 （※注）	H18.3まで	—	—	—	—	—	2	2・1	1
	H18.4から	—	—	—	—	—	5	4	3・2・1
海事	H18.3まで H18.4から	—	—	—	6	5	4	3	2・1
研究	H18.3まで	—	5(管2種・役20%)	5(管2種)	5	4	3	2(専門研究員)	2・1
	H18.4から	—			5.4(役15%)	4(役10%)			
医療 (二)	H18.3まで H18.4から	—	—	—	7・6	—	5	4・3	2・1
教育 (一)	H18.3まで H18.4から	—	4(役20%)	4(管3種・4種)	4(管5種)	3(管3種・5種)	3(管6種)・ 2(役10%)	2(役5%)	2・1
教育 (二)	H18.3まで H18.4から	—	4(役20%)	4(管3種・4種)	4(管5種)	3(管5種)	3(管6種)・ 2(役10%)	2(役5%)	2・1

※ 管：管理職手当区分（平成18年度まで：2種=20%、3種=16%、4種=14%、5種=12%、6種10%）

※ 役：期末手当の役職段階別加算率

※（注）現業職の調整額の区分について、第6号区分は20,850円、第7号区分は16,700円となります。

なお、勤続24年以下の場合の第7号区分は0円となります。

退職手当の調整額は、職員の在職期間の職務の級に応じて調整額の区分を決定し、その調整月額の高い方から60月分の合計額を調整額とします。

職務の級に応じた調整額の区分は、上表のとおりです。

なお、勤続9年以下の自己都合退職は調整額は支給されません。

また、勤続4年以下の退職者及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者については2分の1の額となります。

(2) 任意継続組合員制度

« 共済組合 »

任意継続組合員制度とは、退職後も所定の掛金を納めることにより、引き続き共済組合員の資格を得ることができ、医療給付をはじめ、在職中とほぼ同様の短期給付(※)を受けることができる制度です。

現職の退職時だけではなく、再任用職員・臨時の任用職員・会計年度任用職員で共済組合員であった方が退職する場合にも加入することができます。

※ 「休業手当金」、「育児休業手当金」、「介護休業手当金」、「出産手当金」、「傷病手当金」、「傷病手当金附加金」は支給対象外。(「出産手当金」及び「傷病手当金」については、退職による資格喪失後の給付を受ける場合は除く。)

加入資格	退職の日の前日までに引き続き1年以上(1年と1日以上)組合員であった者で、次に該当する者 ① 他の健康保険に加入しない者 ② 家族の健康保険の被扶養者にならない者
加入期間	退職日の翌日から2年を限度とする期間
申出期限	退職の日から起算して20日以内
掛金の額	短期任意継続掛金と介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の者が対象)の2つがあり、掛金の額は、「掛金の算定基礎となる標準報酬月額」×「掛け率」で算定します。 「掛け率」は、次の①又は②のいずれか低い額となります。 ① 退職時の標準報酬月額 ② 前年度9月30日現在における全組合員の標準報酬月額
掛け金の払込方法	次の2つのいずれかを選択することができ、申出時に指定された本人の預金口座からの引落しとなります。 ① 一括払い(前納) 1年分の掛け金を一括して引落し。年4.0%の複利原価率での割引あり。 ② 各月払い 毎月21日(休日の場合は翌営業日)に翌月分の掛け金を引落し。 ※ 任意継続組合員の資格を喪失した場合は、未経過分・過払い分の掛け金は還付します。 ただし、加入した月と同じ月に資格を喪失した場合は、その月の掛け金は徴収します。
払込期限	初めての払込み：退職の日から起算して20日以内 2回目以降の払込：継続しようとする月の前月まで
資格喪失	次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。 ① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき ② 死亡したとき ③ 掛け金を払込期日までに払い込まなかったとき ④ 再就職し、公立学校共済組合の組合員になるとき ⑤ 再就職し、他の健康保険制度に加入したとき ⑥ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合に申し出たとき (家族の健康保険の被扶養者になる場合や国民健康保険に加入する場合など)
提出書類	① 任意継続組合員申出書兼任意継続掛け金の預金口座振替申込書(様式集(任)-1) ※ 銀行で口座番号の確認を受けた後、所属所経由で共済組合に提出。 ② 公立学校共済組合任意継続掛け金の預金口座振替依頼書(様式集(任)-2) ※ 銀行に提出。 ③ 被扶養者申告書(様式集(任)-5) ※ 退職日に共済組合の被扶養者として認定を受けている家族がいる場合、継続認定、取消しのいずれの場合にも提出が必要。

注) 年度末退職に限り、申出期限や掛け金の払込方法、払込期限等、上表と一部異なる取扱いをしているものがあります。

詳細は、退職事務説明会資料を参照してください。

(3) 退職後の諸給付（資格喪失後の給付）

《共濟組合》

次の給付については、組合員資格喪失後も受けることができます。

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>・出産費 500,000円</p> <p>※ 産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は488,000円</p> <p>[要件] 1年以上組合員であった者が退職後（任意継続組合員資格喪失後を含む。）6か月以内に出産した場合に支給する。 ただし、退職後、出産するまでに他の組合の組合員又は健康保険の被保険者となった場合は支給しない。</p>	<p>『直接支払制度利用』 ・出産費等請求書 ・出産費等内払金支払依頼書</p> <p>『受取代理制度利用』 ・出産育児一時金等支給申請書 ※ 出産予定日の2か月前に提出</p> <p>『上記制度利用無し』 ・出産費等請求書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出産費用の内訳を記した明細書（写） ・合意文書（写） ・母子健康手帳（写） ・出産費用の内訳を記した明細書（写） 	P28 P28-3 P28
<p>・出産手当金</p> <p>以下の期間の1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する金額 出産予定日前42日（出産予定日後に出産した場合もその期間支給。 多胎妊娠の場合には98日）から出産の日以後56日までの期間。 ただし、土曜日、日曜日は除く。</p> <p>[要件] 1年以上組合員であった者が退職後（任意継続組合員になった場合も含む。）に出産手当金の支給要件を満たしている場合に支給する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・出産手当金請求書 	P31
<p>・傷病手当金</p> <p>給付期間（1年6ヶ月間）が満了するまで、1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する金額</p> <p>[要件] 1年以上組合員であった者が退職時（任意継続組合員になった場合も含む。）に傷病手当金の支給要件を満たしている場合に支給する。 任意継続組合員の資格を取得後に発した傷病は除く。</p> <p>(注) 老齢厚生年金又は傷病手当金と同一の傷病により障害厚生年金を受給される場合は、傷病手当金と当該年金額との差額が支給されます。</p>	<p>・傷病手当金請求書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書（写） ・履歴書（写） ・出勤簿（写） 	P30
<p>・埋葬料 50,000円</p> <p>[要件] 組合員であった者が退職後（任意継続組合員資格喪失後を含む。）3か月以内に死亡したときに支給する。 ただし、退職後、死亡するまでに他の組合の組合員又は健康保険の被保険者となった場合は支給しない。</p>	<p>・埋葬料請求書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬許可証（写） ※ 請求者が被扶養者以外の者である場合は、埋葬（葬儀）に要した費用に関する書類（写） 	P29

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 支給日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額×1/22
(1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

(4) 互助会給付等

« 互助会 »

1 全会員対象事業

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
・退職生業資金 毎年度3月分の給料月額の1/100に相当する額に12を乗じた合計額（掛金相当額）に退会日の属する年度に適用される給付率を乗じた額を給付		• 退職生業資金請求書	現職者のページ （給付事業）
・結婚祝金 40,000円 会員期間3年以上の者が婚約が決まり退職したときに給付 ※再婚の場合も給付対象	• 結婚祝金請求書	• 結婚証明書	現職者のページ （給付事業）

2 退職互助部制度

(1) 特別会員となる場合の資格要件

区分	正規職員	臨時的任用職員等																	
年齢要件	現職会員が55歳以上で退職するとき	一般会員が55歳以上で退職するとき																	
提出書類	特別会員・配偶者会員 資格取得届 (現職者のページ／退職互助部事業)	臨時的任用職員等 特別会員・配偶者会員 資格取得届 (現職者のページ／臨時的任用職員及び会計年度任用職員の互助会会員資格等の取扱いについて)																	
規定掛け金	30年間（360月） 退職時にその月数に満たない場合は、下表の区分に応じ、一括納入 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>必要納入月数</th> <th>不足月数×下記の掛金月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職時年齢</td> <td>算定期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">55歳～60歳</td> <td>36～60歳までの間</td> <td>300月</td> </tr> <tr> <td>61～65歳までの間</td> <td>60月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">61歳以降</td> <td>36～60歳までの間</td> <td>(退職月の給料月額×3/1000) ×3/1000</td> </tr> <tr> <td>61～65歳までの間</td> <td>60月</td> </tr> </tbody> </table> 退職時の給料月額に該当する等級の掛け金額を一括納入 (一括掛け金額等級表)			区分	必要納入月数	不足月数×下記の掛金月額	退職時年齢	算定期間		55歳～60歳	36～60歳までの間	300月	61～65歳までの間	60月	61歳以降	36～60歳までの間	(退職月の給料月額×3/1000) ×3/1000	61～65歳までの間	60月
区分	必要納入月数	不足月数×下記の掛金月額																	
退職時年齢	算定期間																		
55歳～60歳	36～60歳までの間	300月																	
	61～65歳までの間	60月																	
61歳以降	36～60歳までの間	(退職月の給料月額×3/1000) ×3/1000																	
	61～65歳までの間	60月																	
配偶者	配偶者が加入する場合は、特別会員と同額の掛け金を一括納入																		
適用事業	別表の事業一覧参照																		

(2) 特別会員とならない場合（本務者：現職会員が55歳未満で退職するとき等）

給付内容	提出書類	様式（ホームページ）
・脱退一時金 ① 現職会員が退職（退会）し特別会員とならない場合は、現職会員期間中に納入した掛け金相当額を給付 ② 現職会員が死亡した場合、遺族に現職会員期間中に納入した掛け金相当額を給付	• 脱退一時金請求書	現職者のページ (退職互助部制度)

【別表】 退職互助部 事業一覧

(注) 事業内容は年度によって変更する場合があります。

新制度会員 R5.4.1以降の退職者	旧制度会員 R5.3.31以前の退職者
-----------------------	------------------------

事業名	事業内容	申請要否	特別会員	配偶者会員	特別会員	加入配偶者	遺族会員※
給付事業	療養補助金	対象年齢：55～85歳に達する日の前日までの間 給付額：保険適用分の自己負担相当額から、 2,000円を控除した額に80%を乗じた額 (100円未満切捨)	○	○	\		
	対象年齢：75歳に達する日の前日までの間 給付額：保険適用分の自己負担相当額から、 特別会員は2,000円、加入配偶者及び遺族会員は3,000円を控除した額に80%を 乗じた額 (100円未満切捨)	○			○	○	
	入院見舞金	75歳から85歳に達する日の前日までの間に5日以上入院したとき、入院初日から1日につき1,000円を給付 (年度内14日を限度)	要	\			○ - -
	埋葬料	退職会員となった日から4年以内に死亡した場合に 給付 (20,000～100,000円)	○	○	\		
		退職会員となった日から3年以内に死亡した場合に 給付 (30,000～70,000円)			○	-	-
福利厚生事業	退会給付金	退職会員となった日から20年以内に退会を希望した場合に給付 (10,000～100,000円)	要	○	○	\	
	長寿祝品の贈呈	米寿及び白寿に該当する場合、記念品料を贈呈 (米寿20,000円、白寿30,000円)	-	○	○	○	- -
	地区活動運営費助成	会員相互の親睦と交流を図るために開催される地区集会等の地区活動に要する経費の一部を補助	-	○	○	○	- ○
	退職互助部だよりの発行	各種事業の周知を図るため、年1回会報誌を発行 (毎年4月下旬発行)	-	○	○	○	- ○
	グループ補助	親睦を図るために構成されたグループや趣味の会に対し補助 (構成人員に応じて 10,000円～50,000円)	要	○	○	○	○ ○ ○
	セントコア山口宿泊補助	セントコア山口に宿泊した場合、一人1泊につき 2,000円補助 (3連泊を限度) ※共済組合の宿泊補助との併用不可 (共済の補助優先)	-	○	○	○	○ ○ ○
	献花の贈呈	葬儀の際、花環又は生花のお供えする。お供えができなかった場合は、献花料相当額 (13,000円) を遺族へ送金	要	○	○	○ ○ ○	○ ○ ○
	災害見舞金	被災した場合に見舞金を給付 (10,000～50,000円)	要	○	○	○	- ○
	人間ドック補助	指定する健診機関で人間ドックを実施したときに補助 (泊ドック10,000円、日帰りドック5,000円)	要	○	○	○	- -
保険	名秀作展入館補助	指定する展覧会の入館料を一部補助 (入館料の60%程度 限度額400円)	-	○	○	○ ○ ○	○ ○ ○
	教職員相談室の利用	職場、結婚、法律、経済、その他一身上の問題等に2名の相談員が相談に応じます。 また、登録制によるお見合い事業も実施 (内容によっては、顧問弁護士による相談も可能)	-	○	○	○ ○ ○	○ ○ ○
TGJ傷害保険	日常生活におけるさまざまなケガや携行品損害を補償する傷害保険の取扱い (加入時期：通年、保険料：年2回口座振替)	要	○	○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

※旧制度会員の遺族会員について：特別会員が死亡した場合、加入配偶者が遺族会員に変更となる。

18 再任用されたとき

■常勤で再任用されたとき

《 県 》

児童手当については、県から認定・受給となります。
詳しくは、「6 児童手当の支給を受けるとき」を御覧ください。

《 共済組合 》

常勤で再任用され、引き続き共済組合員としての資格を有する場合、退職前とほぼ同様の給付を受けることになります。（組合員資格の詳細は、P1を参照）

短期給付	定年退職前と同様に適用
厚生年金	組合員として在職中のため、老齢厚生年金は支給を停止。 (給与の額と年金額に応じて一部支給されることがあります。)
福祉事業	定年退職前と同様に適用。 〔貸付事業については、特別貸付、高額医療貸付のみ利用できます。 内容については、P53を参照してください。〕

《 互助会 》

- 現職事業 …… 引き続き現職会員の資格を有し、現職中とほぼ同様の事業が適用されます。
(下表参照)
- 退職互助部事業（特別会員として異動した場合）
…… 特別会員の資格を有し、現職事業と重複する事業が調整して適用されます。
(下表参照)

現 職 事 業	適用の可否	退職互助部事業	適用の可否
給付事業	○	給付事業（注1）	×
福利厚生事業	○	福利厚生事業（注2）	△
貸付事業	×	保険事業（T G J 傷害保険）	○
保険事業（生活サポートプラン及び医療保険）	△		

(注1) 配偶者会員又は加入配偶者が、公立学校共済組合の被扶養者となっていない場合は、現職事業から療養費が給付されないため、療養補助金の給付を適用

(注2) セントコア山口宿泊補助、災害見舞金、名秀作展入館補助 以外の事業は適用

■フルタイム暫定再任用期間が終了したとき

《 県 》

退職手当については、再任用職員は退職手当条例適用除外となっており、再任用期間に対する退職手当は支給されないため、手続きは不要です。

《 共済組合 》

組合員資格を喪失しますので、「退職」と同様の取り扱いになります。

《 互助会 》

- 現職事業 …… 会員資格を喪失します。
- 退職互助部事業（再任用となったときに特別会員に異動している場合）
… 退職互助部の全事業が適用されます。

■定年前再任用短時間勤務で再任用された場合

《 県 》

児童手当については、住所地の市町村から認定・受給となります。
詳しくは、各市町村へお尋ねください。

《 共済組合 》

共済組合員資格を喪失しますので、「退職」と同様の取り扱いになります。
※短時間勤務であっても、週20時間以上・月額賃金8.8万以上等の要件を満たす場合は、短期組合員として共済組合の資格があります。

《 互助会 》

- 現職事業 …… 会員資格を喪失します。
- 退職互助部事業（特別会員に異動した場合）
… 退職互助部の全事業が適用されます。